

平成28年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成28年 6月17日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 1号 平成27年度京丹波町繰越明許費繰越計算書

第 4 議案第56号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約について

第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

第 9 閉会中の継続調査について

第10 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

1番 坂本美智代 君

3番 森田幸子 君

4番 篠塚信太郎 君

5番 山田均 君

6番 山内武夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君
8 番 原 田 寿 賀 美 君
9 番 山 崎 裕 二 君
1 0 番 村 山 良 夫 君
1 1 番 岩 田 恵 一 君
1 2 番 北 尾 潤 君
1 3 番 梅 原 好 範 君
1 4 番 鈴 木 利 明 君
1 5 番 松 村 篤 郎 君
1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（1名）

2 番 東 まさ子 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君
副 町 長 畠 中 源 一 君
参 事 伴 田 邦 雄 君
参 事 山 田 洋 之 君
総 務 課 長 中 尾 達 也 君
監 理 課 長 木 南 哲 也 君
企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
税 務 課 長 松 山 征 義 君
住 民 課 長 長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長 大 西 義 弘 君
子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
土 木 建 築 課 長 山 内 和 浩 君
水 道 課 長 十 倉 隆 英 君

会 計 管 理 者	下伊豆 かおり 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	川 冨 勇 人 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・山下靖夫君、8番議員・原田寿賀美君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

東まさ子議員より、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査等について協議されました。

6月15日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

また、同日、全議員による議会活性化議員研修を行いました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告をいたします。

本会議終了後、この場において、全員協議会を開催します。議員の皆さんには大変ご苦労さまですが、引き続きよろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成27年度京丹波町繰越明許費繰越計算書》

○議長（野口久之君） 日程第3、報告第1号 平成27年度京丹波町繰越明許費繰越計算書を議題とします。

町長の報告を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位には、連日熱心にご審議いただいておりますこと、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。

それでは、報告第1号 平成27年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について、説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないこととされているところであります。

今回、報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきました一般会計で財産管理事業ほか22件、水道事業特別会計で水道事業1件、下水道事業特別会計で公共下水道施設整備事業1件の翌年度繰越額の総額7億6,869万8,000円であります。

さらに充当します財源は、既収入特定財源1,910万円で国府支出金2億8,092万8,000円。地方債2億5,830万円。一般財源2億1,037万円であります。

以上、報告第1号の説明といたします。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

《日程第4、議案第56号 平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第56号 平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第56号、平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約につきましては、樹山・藤田・コージン特定建設工事共同企業体と2億4,696万3,600円をもって契約を締結することについてであります。

本事業は、これまでの化石燃料や電気に替えて木質バイオマスを活用したエネルギーの自給、エネルギーの地産地消を図り、あわせて林業振興を目指し、和知地域の特別養護老人ホーム長老苑とわちエンジェルを対象に、地域熱供給システムモデル事業として取り組むものであります。

なお、工期は平成29年2月20までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきま

すようによろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第56号 平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約について、補足説明を申し上げます。

契約の内容につきましては、工事名、平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事。契約金額、2億4,696万3,600円。契約の相手方、京都府船井郡京丹波町上野坂口83番地2、樹山・藤田・コージン特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社樹山工業、代表取締役樹山哲也。契約の方法、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札。契約履行場所、京都府船井郡京丹波町市場及び大倉地内。契約期間、議会の議決を得た日から平成29年2月20日までとして、議決をお願いするものでございます。

まず、地域熱供給システム導入に係る経過を説明いたします。

平成25年4月、将来にわたる京丹波町の森林・林業の方向性を示す「京丹波町森づくり計画」というものを策定いたしました。

この計画では、森づくりの将来像を「安らぎを与え、豊かな暮らしを支える京丹波の森」とし、木質資源の利用を推進することとしております。

これに基づき、従来からの建築用材等の利用に加えまして、原材料としてのマテリアル利用やエネルギー利用の取り組みを進めているところでございます。

また、昨年策定いたしました京丹波町創生戦略におきましては、基本理念を「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」といたしまして、「森林」や「食」、これは食べ物のことですが「食」、「子育て力」、「地元力」という財産や強みを最大限にいかすこととしております。その中で森林につきましては、古くからの木を使う暮らしを現代版に改変しながら、豊富な森林資源を活用しまして、持続可能な地域資源の循環を図り、豊かな京丹波町をつくり上げていくということとしております。

この創生戦略におきましても、再生可能エネルギー推進事業といたしまして、木質バイオマスによる熱供給施設の整備を掲げております。

議案に戻りますが、今回の木質バイオマスによる地域熱供給システムの導入に向けましては、平成26年度から可能性調査を実施いたしまして、検討を進めてまいりました。その結果、和知の市場・大倉地区を対象地域として、地域熱供給システムモデル事業を進めることとしたものでございます。

地域熱供給システムにつきましては、特別養護老人ホーム長老苑と保育所でありますわちエンジェルを対象に、これまでの化石燃料や電気に変えまして、木質バイオマスを活用したエネルギーの自給、エネルギーの地産地消を図り、あわせて林業・木材産業の振興を初めとする地域振興を目指すものでございます。

続きまして、地域熱供給システムの概要を説明させていただきます。

議案を2枚めくっていただきまして、資料1をお願いいたします。

熱供給システムの配置図といたしまして、イメージ写真等を載せております。これをごらんいただきながら、熱供給システムについてご説明申し上げます。

熱の供給元、熱源施設となります木質チップボイラー設備は、長老苑に隣接する町有地に建屋を建築しまして設置いたします。ここから長老苑には暖房と浴場などの給湯用に、それから、わちエンジェルにつきましては暖房用に、それぞれ熱を供給していくものというものでございます。わちエンジェルにつきましては、資料では、温泉パイプと記載しておりますが、熱導管を町道に埋設して温水を往復させることといたします。

次に、熱供給の仕組みでございますが、暖房につきましては、チップボイラーで発生した熱を熱交換器により温水にしまして、蓄熱槽というタンクに蓄えます。資料のほうでは、タンクのような写真が載っていると思うのですが、これが蓄熱槽でございます。そこから熱導管など配管を通しまして、温水を送り、施設に設置しますパネルヒーターですとかファンコイルユニットという温風が吹き出る暖房設備、それから床暖房設備などによって部屋等を暖めるというものでございます。

また、給湯につきましては、ボイラー側から送りました温水を、さらに途中で設置する熱交換器で長老苑側から来た水に熱を伝えまして、これは間接的に伝えます。熱を伝えまして、温水にして既設または新設の配管で送り、利用する仕組みとなります。

今回のこのシステム導入によりまして、森林保全・整備と、それから木材の利用、用途拡大が図られます。チップの消費量は、年間470トンと見込んでおります。これは、山林10ヘクタール分の搬出間伐の出材料に相当します。また、木材使用量といたしましては、標準的な木造住宅の約30棟分に当たります。

また、両施設の光熱水費の削減のほか二酸化炭素削減効果がございまして、二酸化炭素排出量では、年間197トンが削減できる見込みとなっております。削減率としましては78%と見込んでおります。この年間削減量の197トンは、人が一生のうちに吐き出す二酸化炭素の排出量、6人から7人分に相当する量と換算されます。

先ほどの資料1から1枚戻っていただきまして、別紙として工事概要をつけております。

一つ目の建築工事につきましては、ボイラーを中心とした熱源建屋の建築、敷地造成工事、附帯工事。

二つ目の機械設備につきましては、木質バイオマスボイラーの設備、空調・給湯の設備及び熱導管敷設工事。

三つ目の電気工事につきましては、熱源建屋、熱供給施設に係るものとして記載させていただいております。

次に、また飛びますが、資料2をお願いします。

これは、熱源建屋のボイラー等の配置平面図でございます。ボイラー室にはチップボイラーのほか、水に熱を伝えて温水に換えます熱交換器、それから先ほど申し上げました蓄熱槽という湯を蓄えるタンク、温水を送りまして循環させるためのポンプなど関連設備を配置いたします。

建物の左側には、チップを貯めるサイロ室を設置いたします。深さは1.6メートル、容量は約30立方メートルとなります。チップの投入につきましては、図面の左上なのですが、シャッターを開けて行います。

次に、資料3、4にかけましては、長老苑の空調設備の配管平面図でございます。それぞれパネルヒーターという暖房機を各部屋に設置します。丸にPHと表示しているのがパネルヒーターでございます。資料3、資料4、かなり建物が広いので2枚に分かれております。

次に、資料5をお願いいたします。

わちエンジェルの空調設備の平面図でございます。乳児室と2・3歳児室の保育室には、右側のほうになりますが、丸にFHと表示している箇所ですが、床暖房を設置します。ほかの保育室などの部屋には、丸にPHと表示している箇所ですけども、パネルヒーターを設置いたします。天井が高く空間が多い遊戯室ですとかホールなどにつきましては、丸にFCUと表示している箇所でございますが、ファンコイルユニットという温風が吹き出る暖房機を設置いたします。

次に、追加資料をお願いいたします。

熱源建屋用地の配置図でございます。造成面積は2,050平方メートルで、内訳につきましては、敷地面積約830平方メートル、そのうち建築面積は180平方メートルとなっております。このほか、進入路が約220平方メートル。その他のり面等が約1,000平方メートルとなります。

以上、議案第56号の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第56号、平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約についての質疑を行います。

松村君。

○15番（松村篤郎君） 15番、松村です。

二、三お尋ねしたいと思います。

まず、入札の件でございますが、一般競争入札ということで、価格競争ということになると思うのですが、入札額が低い2社が失格となっております。その理由は何であったのか。それは公表できるものかどうかお尋ねをしたいと思います。もしも、入札者の利益に関する事で公表できないのならば結構でございますが、理由がわかれば教えていただきたいです。

それから、2点目に、モデルケースとしてこのシステムを構築されるわけですが、町内への普及は今後考えていないというお話を聞いておりますが、メンテナンス等、今後のランニングコストについて将来の展望はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

それと、また、これらのシステムを利用することによって、使用料等の徴収行為は発生しないのか。

以上、3点、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 最初のご質問の入札結果表に記載しております失格の理由でございますけれども、いずれも最低制限価格を下回ったという理由でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、今回、ここの地域を熱供給システムのモデル事業とさせていただきます、進めさせていただくものでございますが、先ほど申しましたように、それぞれ平成26年度から可能性調査を検討し、最終的にモデル事業と実施するのはここがよいということで選定をさせてもらったのですが、今後につきましては、この事業を機会といたしまして、ほかの熱事業がかなり大きい事業所ですとか施設などに横展開をできたら図っていきたいなというふうに考えております。

今回は、地域の熱供給ですが、熱事業の規模によりましては、他の地域では温浴施設でもやっておられますが、単体で導入されているところもございます。また、比較的熱事業がある施設が集まっている場所につきましては、地域での検討も考えられます。そういったことで、下川町に政策的に住宅を集めて熱供給する地域をつくっておられるケースもございます。こういったことも踏まえまして、この事業によりまして、多様な施設の利用の可能性を探っ

ていきたいというふうに思っております。

次に、ランニングコストでございますが、まず、木を搬出してチップにして搬入していくという費用がかかります。これにつきましては、今、それぞれのチップの製造過程の手間等を勘案して、そのチップの額を最終的に決定しなければならない検討をしているところでございます。ランニングコストにつきましては、一番大きいのはこれになろうかと思っております。

それから、チップボイラーの保守管理委託契約による委託料ですとか、若干ポンプを動かしたりしますので、電気代も必要となってまいります。

それから、灰が年間1%ということをお聞きしておりますが、わずかでございますけど灰が発生すると、その処理料もかかってくるということで、チップ代を除きましては、ちょっと大きい幅でございますけども、100万円から200万円ぐらいがその費用にかかるのではないかなというふうに思っております。

それから、使用料という形では徴収いたしません。モデル事業として、それぞれ両施設に設備を設置して、最終的には暖房と給湯に変えていくということもございまして、それぞれ両施設につきましては、このチップ代を基本として、そのかかった費用をそれぞれの利用料に応じて負担をしていただく方法をとろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） ほか、ないですか。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 本工事請負契約の締結につきましては、公正な条件付一般競争入札によりまして、予定価格より安価で落札されまして、工事請負契約が締結されるものでありまして、何ら疑議はございませんが、工事概要につきまして何点かお聞きをいたします。

まず、1点目は、機械設備工事の中で、長老苑に設置します空調機器のパネルヒーター96基、4,673万円及び配管、電気設備工事につきましては、原則的には施設管理者である長老苑さんの事業として設置すべきと考えますが、今回、町費で全額施設内部の空調機器を工事するに至った経緯につきましてお聞きをいたします。

それと、2点目は、長老苑に設置します空調機器、パネルヒーター96基の維持管理及び維持管理経費のランニング経費の負担は長老苑が行うのか、町のどちらが行うのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回、長老苑さんのほうに設置いたしますパネルヒーターと

配管につきましては、町が熱供給システムのモデル事業といたしまして、町が直接整備し管理するという事で、当初、長老苑さんとの協議の中で進めさせていただいておりました、町といたしましても、町有の施設ではございませんけれども、熱供給システムのモデル事業として協力いただくということで、施設内に町の財産を設置させていただくわけですが、町が整備して管理させていただくものでございます。

パネルヒーターの維持管理につきましては、基本部分は町の財産でありますので、町が管理をするということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） モデル事業であるから町で施工し管理をしていくということでございますが、例えば、水道給水工事でありましたら、本管からメーターまで及び屋内配管、また給水設備は、当然、施設の管理者が負担するという事でございますが、今回の地域熱供給システム整備工事は特例なのかということと。今後、町内にこういう施設を展開する場合には、社会福祉法人施設は、5カ所余りあるわけございまして、そこにこれと同様の地域熱供給システム等を行う場合、今回の長老苑さんと同様に町費で空調機器を設置するお考えなのか、お聞きをいたします。

それと、空調機器のパネルヒーター96基ありますが、維持管理も町ですということ、無償で貸し付けるということですが、施設内の備品機器でもありますので、使用貸借の契約を締結すべきではないかなと私は思うわけですが、締結される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回の事業につきましては、木質バイオマス資源を活用した熱供給システムの取り組みの最初のモデルとして進めさせていただくものでございまして、そのモデル事業として実施する、先ほども申し上げましたけれども、ずっと検討してきた結果、この地域がよいということで、その中で、長老苑さんとわちエンジェルという二つの施設が対象施設となったわけでございます。今回は、こういった形としてとらせていただきますが、特例という意味ではないのですが、今回の事業については、こういう形をとらせていただくということでございます。

それから、ほかに福祉施設がございまして、それにつきましても、この事業を受けて単独で導入されるというところもありますでしょうし、地域一帯で熱供給をするという方法もございまして、それぞれのパターンに応じまして、そのときに財産の設置状況については検討す

べきものと考えております。

今回につきましては、使用ということではなしに、パネルヒーターと配管につきましては、町が整備し、町が管理するものとして、そこに設置するという事で、文書といたしましては、協定とか、覚書とか、そういった設置に関する書面で確認をしていくことになるかというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今回の地域熱供給システム整備工事は、予算的には、1億9,940万円の過疎債を借り入れるという計画になっておりますが、この木質バイオマス活用施設整備事業で、過疎債を充てることのできる事業につきましては、個人・企業はできないということになっていると聞いております。公共的施設の整備事業は、過疎債を充てることが可能だというふうに聞いておまして、社会福祉法人長老苑は、公共的施設に該当すると判断されて起債の借り入れ計画をされているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回の熱供給システムにつきましては、個々に見ますと、長老苑という社会福祉施設の中に設置するものでございますが、一体的なシステムとして捉えまして全体が町が設置する。最終的に財産を町に帰属するものとして、起債申請をするものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいと思うのですが、今いろいろ説明も質疑もあったわけでございますけれども、こういうモデル事業として取り組むということでございますけれども、一つには、全て町費で工事をして、後の維持管理もするという事だと思っておりますけれども、年間の維持管理の費用、当然、お湯を通すということになりますので、メンテナンスといいますか、維持管理が非常に大事ですし、一定の期間が過ぎれば改修という問題も起こってくると。非常に、一方では、トラブル的なことも多いというように聞くわけでございますけれども、そういうものも含めて、一体年間どれぐらいの費用を町は、この地域熱供給システムに必要というように考えてモデル事業として取り組むということなのかどうか、1点お尋ねをしておきたいと思っております。

それから、もう1点は、間伐材を利用してチップということなのですが、いろいろ資料も出されておりますけれども、京丹波町全体から見れば、間伐材というのは十分あるというように思うわけですが、結局それを搬出をする場合、和知のように林道がどんどん整備されておるといふ以外の地域を考えますと、作業道的なものです。整備して、いわゆる路網を

整備して、そして間伐材も出しやすくするというをしなければ、非常に経費が高くつく。山林所有者が間伐材を搬出しようということになれば、なかなか材料の確保も難しいし、全町的に先ほどの趣旨から言っても、森林の活用ともつながらないと思うのですが、その点についてはどのように見通しを持っておられるということと対策というのは何かあるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、3月の定例会でいただいた資料を見ますと、今回の熱供給システムをそれぞれ長老苑とわちエンジェルにつなぐわけでございますけれども、結局、既存の施設は、冬季に併用するとともに、バックアップの役割を果たすとなっているんですね。だから、今使っている、これで言いますと、エアコンとか灯油の暖房機は残して併用するとなっておりますわけなのですが、そうしますと、実際に熱供給システム、施設としてはどれぐらいの光熱費が負担軽減になるんだというのも、今後の考える場合に非常に大事だと思うのですが、その辺は明らかにされておられるのかどうかということもあわせて伺っておきたいと思います。

それから、そのときにいただいた資料では、それぞれ概要の工事費ということで、2億7,860万円、消費税を入れてでございますけれども、中にいろいろチップボイラーの機器だとか、熱導管敷設工事だとか、空調施設だとか、その他工事ということになっておりますが、今回、それぞれ建築工事、機械設備工事、電気工事というように分けていただいているのですが、3月でいただいた概算工事費のどの部分がどこに入るのか、それもあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 年間の費用でございますが、先ほどチップ以外の補修ですとか、ランニングコストを100万円から200万円ぐらいで申し上げましたが、それに加えてチップ代、このあたりの経費につきましては、熱の供給の実費分として収入を得ることになるかと思いますが、支出の分につきましては、このチップ代以外に、人がかかわってきますので、人がどうかかわっていくかによって、かなりの経費の大小がかわってきます。人につきましては、新規で何人あたるのか、また併用といいますか、兼業でやっていただくのかということもありますので、今後、チップの供給体制を検討する中で、このあたりは費用が出てくると思いますので、現時点では詳細なことは申し上げられませんが、お許しいただきたいと思っております。

それから、続きましての間伐材の関係につきましては、農林振興課長のほうにお願いするといったしまして、3月の定例議会によります予算特別委員会での資料の中のことだと思うのですが、既存施設につきましては、まず冷暖房の施設につきましては、夏場は冷房として設

置されますし、冬場につきましては、ほぼ熱供給によりまして稼働ができると。ただ、厳寒期の本当に寒い何日かにつきましては、併用で最初は暖める必要があるかもしれません。そういう意味での併用のことでございます。

また、こんなことがあつては困るのですが、一時停止した場合に、そのバックアップとして設けておくということでございます。

それから、光熱水費の削減の経費でございますが、今後必要となるチップ代ですとか電気代を除いて、今回の導入により削減できる効果といたしましては、両方合わせて1,000万円に近い額が試算されております。ただし、先ほども申しましたように、バックアップですとか併用する場合には、それが加算されますので、それが変わってくるというふうになってきます。

先ほど、光熱水費の削減のことを言いましたけども、一方では、チップ代等が必要となってくるということで、お間違いのないようお願いしたいと思います。

3月定例議会での予算委員会での資料で、最後に概算工事費として出させていただいたのは、わかりやすくそれぞれのところではどうかということを出させていただいております。今回につきましては、工種別で出させていただいておりますが、1対1でどこがどこに入るということではないというふうに考えております。チップボイラーの関連機器につきましては機械、それから建物に関してのサイロ、機械室建設工事費というふうに表示しておりますものについては建築工事、それから熱導管施設については、これも2番目の機械設備、空調設備につきましては機械設備、その他工事につきましては電気工事ですとか、建築工事ですとか、それぞれ分かれていきますので、詳細はちょっと答弁させていただくのは控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 間伐材の利用等につきましては、現在もそれぞれ森林組合さん、また一部につきましては、業者さんのほうで搬出をいただいております。町のほうとしましても、やはり先ほど議員さんのほうからございましたように、山の状況を見ますと、かなり急峻なところもあるというようなところで、搬出に際しましては、路網の整備が重要であるというふうに考えておるところでございます。現在、林道の開設としましては、ご承知のように、塩谷長谷線の開設を行っておりますところでございます。

また、間伐の施業につきましては、国の事業を活用いたしまして森林組合さんを中心に、それぞれの地域において経営計画を樹立をいただいて、その中で間伐施業とともに作業路の

整備をいただいております。

あわせて、路網の整備もその経営計画を結んでいただくことで、国の事業を活用していただき、搬出に係る路網整備もできつつあります。厳しい条件のところでは河川による集材というところも出てくるわけではございますけれども、そういった事業を活用いただいて間伐材の利用につなげていきたいと思っておりますし、また新たな森林管理道等の開設に向けても検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） いろいろ説明を願ったのですが、要するに、今契約をする議決の段階で、これが議決されれば、当然、建物を建てて施設を運営していくということになるわけなんです。その時点で町が施設全部を公費でつくって、管理運営も町が持つということになれば、一体税金をどれだけ投入していくのだというのは、町民からとっても非常に重大なことだと思うんです。それが、いわゆる供給体制だとか、そういう費用がはっきりしないんだと。しかし、当然この事業をやる上では、どれだけのエネルギーを必要として、どれだけの間伐材が必要で、標準的な費用としてはどれぐらいだと。だからどれだけの費用が要って、どれだけの維持経費が要ると。また、維持管理も非常に大事ですので、特に320メートル埋設するわけですから、そういうものがどうなっているかということも、当然、先進的な事例もつかんで調査をしてやろうとしておるというように思うのですが、一体そういうものを含めて、町としてはどれだけの費用をこれから必要とするのだということを明らかにして、そしてモデル事業としてやるのだというように示してもらわなければ、私は納得もできないし、町民から見ても、何とずさんな計画なんだということを思われると思うんです。それは明確に私は示すべきだと。それによって我々も判断の材料となるわけなので、建物を建てると、木質チップで熱供給システムを長老苑とわちエンジェルに供給するのだということが先行してしまって、経費だとか、維持管理だとか、一体どれだけ必要なんだということをまず明らかにしてもらわなければ、これは非常に大きい問題だし、納得できないと思うのですが、その点もう一度改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほども申し上げましたけれども、詳細的な金額はわかりませんが、先ほどの答弁で申し上げました範囲内で費用が変わってくるということでお許しいただきたいと思えます。また、先ほども申し上げましたように、光熱水費の中で灯油代につきましては、これを調査したのが平成26年ということで、当時、ガソリン・灯油等が高

騰した時期でもございました。時期によってまた変動するというので、なかなかこうだということでは申し上げられないのですが、先ほど申し上げた保守の範囲内でさせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） いろいろお尋ねしなければいけないことはたくさんあるわけですが、要するに、維持をしていくための費用というのは、先ほど申し上げたということは、100万円から200万円以内ということだと思っておりますが、例えば、300万円要ると、400万円要するという場合に、200万円が最高だと。それ以上のお金をどうするのだと。事業がそれ以上要る場合にはストップするということなのか。一旦こういう施設をつくってそれで運営すれば、ストップできないわけなんですね、わちエンジェルにしても、長老苑にしても。結局は、要った費用は、税金投入せんなんということは明らかなことだと思うんですね。そういう意味で私は計算をして、今考えられる費用としてはこれだけだということをはっきり示してやらなければ、何のモデル事業だと。そんなモデル事業だったとしてもできるというように思うんですね。例えば、モデル事業ですので規模を縮小して、例えば、小さいものをまずやって、それを一つのベースにして規模を広げてやりましょうというものならわかりますが、2億5,000万円近いお金を投入する事業なので、そんな曖昧な不確定な根拠、経費もはっきりわからないということでは、私はこういうやり方は非常に町長の政治姿勢も問われると思いますし、改めてもう一度その辺の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほど、100万円から200万円というふうに申し上げたのは、保守料ですとか電気代等の光熱水費でございまして、その数字が走ってますけれども、それ以外にチップ代、これはまた負担区分に応じましてまた入ってくるということになります。チップの費用、それから、先ほど申しましたように、そこに携わる人の人件費、1人雇用しますと200万円から300万円かかってくると。これが常時雇用しますと、そういうふうになってくるのかなと思います。また、先ほど申しましたように、それをどこかの事業者さんで兼務でやっていただく方法も考えられますので、かなりの金額の幅が出てきますので、詳細については申し上げられなかったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 二、三お聞きしたいのですが、まず、入札の参加者のことですが、このJVの構成比率をお聞きしたいのと。構成比率は事前にヘッドがなんぼで、あとがなんぼというように、何%というように決めてあるのかどうか。

それと、もう一つ、入札参加者が3社というのは、JVの結成の条件が厳しかったのかなというように思うのですが、その辺はなかったのかどうか。

それから、せっかく入札するのに、3社でというのはちょっと寂しいようですけども、京丹波町の入札規定では、何社からできるのかどうかということをお聞きしたい。

それから、もう1点は、わちエンジェルですけども、勉強不足で申しわけないのですが、建築されてからどれぐらい経っているのかどうかということと。近い将来に改築とかそんな必要はないのか。せっかくパネルとか、配管とかしたけども、またそれをやり直さなければいけないという懸念はないのかどうかということをお聞きしたいのと。

それから、入園の待機者は現在あるのかどうか。将来、増設をする必要があるのかどうか、その辺のことをお聞きしたい。

それから、5番目、もう一つこれは技術的なことだと思うのですが、わちエンジェルの配管の距離が往復で900メートルぐらいですかね、800メートルですか。片道400メートル強なのですが、これはかなりのエネルギーロスが生じると思うんですけども、どれぐらいほどエネルギーロスが生じるのかどうか。特に、熱を交換器で、また別に交換するという話ですけど、これも結構ロスをします。その辺のことで、極端に言えば、100度の温度のものを送ったら、それがどれぐらい熱のロスが出るのかどうかということをお聞きしたい。

そういう意味で、1カ所にこういう大規模なことをするよりは、今回の場合でしたら、長老苑は長老苑側、わちエンジェルのほうはわちエンジェルにそれぞれ適合したものをしたほうが、将来の経費とか、当初の設備投資とか、今言った効率の問題とか、便利がええんかなと思うんですけども、それをしなかったデメリットが何だったのかということをお聞きしたい。

それから、もう1点は、工事概要の金額を合計しますと、2億4,696万4,000円になるんですね。入札の予定価格は、税抜き2億6,000万円になってまして、1,303万6,000円が不合致になるのですが、この分はどういうことなのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 前半の部分を監理課からお答えしていきたいと思います。

まず、入札参加者の構成比率、多分、出資比率だと思います。事前に決めているのかということでしたが、今回の要件では、構成員の出資比率は全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であることと条件にしております。つまり3社の場合ですと、均等割は3割3分3厘になりまして、それに10分の6を乗じますと約2割、つまり20%以上の出資比率が該当だということになります。そして、条件の中にも、代表者は出資比率が構

成員中最大であることとしております。よって、その比率を幾らにしてくださいというのは事前には数字的には示しておりませんが、先ほどまで申しました文言によって、出資比率を決めていただいているのが現状でございます。今回のJVにつきましては、協定書の確認をしますと、樹山工業様が50%、藤田木材様が25%、コージン設備様が25%という構成比率になっているところでございます。

それから、JVの3社の数のことでもございましたけれども、今回の条件から代表者となり得る業者数は、実は6社を見込んでおりました。また、構成員となり得る業者数は、代表者とならずに構成員で参加できる業者として26社を見込んでおりました。結果としましては、こちらが見込んでいるとおりにはいかなくて、代表者になり得る業者さんも構成員として参加されたりということもありますし、問い合わせは実はあったけれども、最終的には参加されなかった方もいらっしゃいます。あくまでもそういった結果ですし、ただ、当然、幾つのJVができたのかということは、今回参加された方には、事前にはもちろんわかりませんので、競争性は担保されていると考えております。

それから、何社以上で構成すべきという規定があるかということなのですが、一般競争入札の場合は、何社以上ということはございません。やはり参加者がわからないようにしているので、競争性を保っているというところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、わちエンジェルの建築年数でございますが、約20年というふうな把握をさせていただいております。

それから、わちエンジェルに送りますパイプを埋設しまして熱を送るのですが、ここで熱がどのぐらい冷めるかということですが、100メートルで0.1度が標準的な冷めぐあいというように聞いております。その他配管につきましては、部屋の暖まりぐあい冷めて返ってくる温度が変わってくると。部屋が十分温まっておれば、逆に送ってくる温度と返ってくる温度が差が少なくなりますので、その時点で自動的に判断しまして、ボイラーの燃焼が弱まってくるということで、制御するような仕組みがとられております。温度につきましては、チップボイラーからまず一つ目の熱交換器へ行く温度につきましては75度から76度ぐらいです。また戻る温度は70度から71度ぐらいとなっております。それぞれ施設側のほうについても75度で送りまして、それが5度ですとか7度以内でしたら、暖まっているということでございますので、ボイラーの燃焼が弱まっていくと。その差が大きければ大きいほど、まだ暖まっていないということなので、ボイラーの燃焼をし続けるという

ことになります。

単独での熱供給の検討でございますが、単独になりますと、このチップボイラーというのも、薪ボイラーですね、グリーンランドみずほに設置しておるような間伐材を一定の大きさに切って、丸太のまま放り込むというボイラーもございます。そのような投入の方法もございます。このように、二つ、三つというように地域で使うようなものについては、こういったチップボイラーが効率的といたしますか、スケールメリットから見て、チップボイラー1台での導入により対応できるということで、熱供給システムとしての実証実験については、この地域での方法として、チップボイラーによる地域熱供給システムということで導入をさせていただいたということでございます。

最後に、議案資料につけております、2枚目にあります工事概要の合計でございますが、これにつきましては、それぞれ申しわけないのですが、1,000円未満四捨五入としておりまして、四捨五入の差ということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 入札のことで確認をしておきたいのですが、参加者が1名の場合は、それでもう入札が成立するのかどうかということ。

それから、今の問題では、価格の一覧表と入札の金額の違いですけど、四捨五入と言っても、1,000円のところを100件四捨五入しても100万円ですね。1,300万円も違うというのは、四捨五入の関係ではないのではないですか。どこで四捨五入をしたのかちょっとわからないのですが、本当にもうちょっと真剣に回答してもらわないと困りますね。ちょっとおかしいと思うのですが、おかしく思われませんか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） それぞれ足していきまして、その結果がこの契約金額の2億4,696万3,600円の四捨五入で、2億4,696万4,000円ということで、契約金額のことでございますので、よろしく願いたします。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 1社でも何社参加しているかわからない状態でございますので、成立いたします。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今の金額の話ですけど、この明細書の合計が2億4,696万4,000円になるんですね。それから、入札の結果の資料を見ますと、予定価格、税抜きの分

ですけど、2億6,000万円となっているんですね。この差額が1,303万6,000円なのですが、普通はどの時点でこれをされたのかわかりませんが、当然のことですけど、ほぼこれは同額にならないとおかしいと思うのですけども、なぜなのかお聞きをしています。その理由が四捨五入をしたからそうなったと言うのでは、回答にならないような気がするので、本当かなと思ったんです。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほどと同じ回答になるのですけども、この議案につきましては、契約金額2億4,696万3,600円で締結するというご依頼をすることでございまして、その内訳を次の別紙で表示させてもらってございまして、それを四捨五入させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

あと、予定価格の関係につきましては、監理課長お願いします。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 予定価格、当然ありまして、ちょっと今勘違いがあるのかなど。企画政策課長とあるのかなとも思っておりますけれども、予定価格があって、当然、最低制限価格も設けまして、その間で入札というのは札が入るわけなのですけども、今回、最低制限価格に近い金額であったということでございます、これは結果のとおり。この入札の結果に基づいて、この別紙が金額分けをされているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま、いろんな種々の施設に関するまた設備工事に関する種々の質問があったわけでございますけれども、その中で、熱導管に対する質問については、担当課から詳細な答弁をいただき、理解できたところです。それに対比しまして、屋内に設備します配管、パネルヒーターのメンテナンスについての質問にありましたけれども、いまま少し不十分と感じておりますので、再度質問をしたいと思います。

この設備については、配水管を通じてパネルヒーターに送り込まれまして、またその先のパネルヒーターに接続するという理解をしているのですけれども、パネルヒーター自体はヒーターコアを通過するだけの機器でありまして、かなりシンプルな構造であると理解しております。こういった機器を採用するに当たり、先進事例の下川町等の研究をされておることだと思いますけれども、マイナス20度といわれる厳寒地で使用している状況の中で、莫大な費用が発生する修繕費等が必要となっておる事例があるのか、質問をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回の暖房の設備それぞれ床暖房も含めまして、ファンコイルユニットというのもわちエンジェルのほうに設置させていただきます。ファンコイルユニットというのは電源が必要でして、空調設備と似たような感じで風を送っていくということで、それによって部屋が暖められるということでございますし、パネルヒーターは自然対流、放射型の放熱器ということで風は起こらない。放熱によって周辺空気を暖めていくというものでございます。部屋全体がじんわりと暖まるものでございまして、空気の流れが伴わず、燃焼もないということで、空気が乾燥しないとか、ほこりが舞ったりしないとか、空気を汚さないという利点もございまして、安全で快適な暖房機器だというふうに判断をさせてもらっているところでございます。このことからこういう高齢者施設でございまして高齢者の方が日常生活される場、それから乳幼児が昼間生活される場ということで、高齢者や乳幼児に優しいパネルヒーターを採用したものでございます。それで電気を伴わない、温水が通ることによって部屋が暖まるという単純なことでございますので、電気設備を必要とする暖房よりは、そういう故障の可能性は低いということで、メンテナンス上はこちらのほうが安く済むのではないかなというふうに判定をさせてもらっているところでございます。ただ、想定外の異常ということも考えられますので、その点をご容赦いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ボイラー、パネルヒーター、床暖房、ファンコイルユニットとあるわけですが、それぞれの耐用年数としてどれぐらいを想定されているのかということをもとにまず1点お答えいただきたいのと。

そして、予算書からまた額が変わっているわけですが、充当財源、それぞれ補助金なり過疎債があったと思うのですが、この入札結果に基づいて充当財源はどうなったのかということと。

今後、いろんなお金が維持管理で要するというので、人を雇うということも、もしかしたら検討になってくるかと思うのですが、そういった場合に、また今後要るお金に関してどういった形で充当をしていくのか、財源を充てていくのか、その辺についてもお答えください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） せっかくでございまして、それぞれの耐用年数を申し上げたいと思います。

まず、建屋でございまして65年。それから以降につきましては同じでございまして。ボイラー、パネルヒーター、ファンコイルユニットという暖房機、15年でございまして。配管も15年ということでございまして。

それから、入札によりまして事業費規模が下がってきたということで、今後、変更の可能性もありますけども、当初の契約金額に基づいて、一般財団法人日本環境協会のほうにも補助金の申請をするところをございまして、現在では9,600万円の内定をいただいているところをございます。最終的に実績報告によってどうなるかわかりませんが、この9,600万円はできるだけ確保したいと思っております。

今後、維持管理費の発生するものにつきましては、そのときの財政状況によりまして充当する財源が変わってこようというふうに思っておりますが、基本は一般財源になろうかと思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それぞれ答えていただいたわけですが、機械設備工事が、大体、耐用年数の関係が15年ということですが、1億7,000万円が工事費に要って、15年後にはまた大体同じ額が要るというようなことになるのかな。ちょっと違うのかなとは思いますが、単純に割っても1年間に1,000万円以上のことが必要になってくる。15年で1億5,000万円ですのもうちょっと要るわけですが、それをどういうふうにモデルの中に組み込んでいるのか、モデル事業としてやるということですが、このモデルの契約というものは何年間ぐらいのものでモデル事業になっているのか、ちょっとお答えください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 計画といたしましては、15年で費用に対するそれぞれの収支のバランスが図れるということで、計画をさせていただいているものでございます。

この事業の想定する計画期間は15年ということになります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 建築工事は65年の耐用年数があるということで、15年過ぎた後も50年の耐用年数があるわけですが、15年経過した後はどうなっていくのか、その答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 15年で終わりということにはならないということにもなるかと思えます。建物に関しましては、15年というのも不可能でございますので、今回の木質バイオマスエネルギー、火を燃やす施設を使うということで、鉄骨の建物なのですが選ばせてもらって、その結果、耐用年数が65年であるということをございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） いろいろ質問が出まして、いろいろ詳細にわたって説明していただき

ましたが、熱供給ということで、年間、何月から何月、何カ月間の利用になるのか。

また、長老苑の使用料は発生はなしと言われてたのですが、こういうランニングコスト、いろんな要るのに割り出しての発生すると言われてるのですが、大体どれぐらいの利用料が発生するのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 給湯と暖房がございまして、給湯につきましては、長老苑さんのほうの給湯用に熱を伝えるということで計画をしております。給湯につきましては、ふだんのお湯の利用ということで、浴場を中心とした利用になろうかなと思いますが、これにつきましては、年間を通してのほとんど一定量になるのではないかなと思っております。

それから、暖房につきましては、冬場になりますが、その時々によって、日々によって気温が変わってきますので、一概には言えませんが、10月から4月にかけての利用になってくる。ただ、月によって、寒さによって、その利用の度合いが変わってくるということになります。

保育所に対しましても、熱の供給の負担は、チップ代等の負担は必要となってまいります。それは町の施設でもありますので、相殺するとか歳入・歳出予算に計上するという方法につきましては、今後協議していきたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を。

○3番（森田幸子君） 使用料は。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） わちエンジェルと長老苑の利用の割合に応じて負担をさせていただき予定としております。これは熱量を計算する装置もございまして。温度計と流量計をつけますので、温度差によって、流量によって、熱量が算定されます。それをもとに負担割合を検討していきたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第56号 平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約について、反対の立場から討論を行います。

まず初めに、私たちは、原発にかわる再生可能エネルギーとして、太陽光・風力・水力・地熱・バイオなどの拡充が必要と考えております。この木質バイオマスエネルギーの活用も

必要と考えていることを初めに申し上げておきたいと思います。

今回、提案されております地域熱供給システム整備工事は、地域資源活用推進事業として、和知にある社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム長老苑とわちエンジェル保育所の2カ所の施設に温水を送り、温水を内部に通して輻射熱で部屋を暖めるパネルヒーターと温水の熱で温めたラジエーター部分の熱を送風機で温風を送り部屋を暖めるファンコイルユニットを配置して部屋を暖めるものですが、熱を起こすのは間伐材などをチップにして、チップボイラーで燃やして水を温水にして2カ所の施設に供給するということとしております。

今回の地域熱供給システム整備事業には多くの問題点があると考えます。

一つには、チップの原料にする間伐材は、町内には当然確保できる量があると思いますが、山林所有者が間伐材を山から搬出するためには、作業道などの路網の整備が必要ですし、何と言っても採算が合わなければ間伐材の確保はできません。間伐材を搬出して採算は合うのか。収支の資料を示すべきではありませんか。

二つ目には、地域熱供給システムを導入するのは、町の施設であるわちエンジェル保育所と社会福祉法人が経営する長老苑です。今回導入する地域熱供給システムの導入で施設の負担はなしで、モデル事業として負担なしでは町民が納得できません。

資料を見ると、冬季には既設施設である灯油の暖房機、電気式エアコンを併用するとともに、バックアップの役割を果たすこととなっています。これで施設の光熱費などの費用は1,000万円ぐらい軽減という説明もありましたけども、もっと具体的に資料などで示すべきと考えます。

木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給システムの整備が、今後、町内のどの地域で取り組んでいけるのか、町民の多くがこの事業を利用し活用できるのか、その見通しを具体的に示すべきです。多くの町民が利用や活用できる見通しが示せない事業をモデル事業として取り組むべきではないと考えます。

今、提案になっております契約議決は工事入札ではありますが、この時点で幾ら費用が要るのか、どれだけ税金投入をするのか、今後の維持管理の金額を明確に示せない。余りにもずさんな計画ではないかと思うわけであります。これは施設をつくることを優先して、施設ありきで進んでいると考えます。

町長は、平成28年度の施政方針で、町民の皆さんが誇りと愛着を持っていただける京丹波町の実現に向けて積極的な予算としたと述べられましたが、2億4,696万3,600円もの多額の税金を投入して実施する地域熱供給システムの整備事業は、町民の目線から大きく外れているということを指摘するものです。

また、町民が誇りと愛着を持ってないもう1点も申し上げておきたいと思います。

今議会の一般質問で取り上げられた、当選祝いに清酒を贈っていた問題が新聞報道され、東京都知事選問題と重ねて町民から問い合わせもあります。町長は、礼儀上贈ったつもりだったがよくないとわかった。今後はそんなことするつもりはないと述べたと新聞報道もされました。一部議員に礼儀上とはいえ、税金を使っての当選祝いを贈る政治姿勢は、平成28年度の施政方針にある、町民の皆さんが誇りと愛着を持っていただける京丹波町の実現とは相反する点も指摘をして反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 私は、ただいま提案のされております議案第56号 平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約について、賛成・推進の立場で討論をさせていただきます。

本件の事業につきましては、去る第1回定例会におきまして、事業の承認を議会としており、そうした判断の責任を持つ意味でも今回につきましては、工事請負についてのみの討論とさせていただきます。

言うまでもなく、今回の工事につきましては、京丹波町で初めて取り組む工事内容でございまして、そうした意味からも、担当課の慎重な姿勢のもとで一括請負とし、統合的に進捗状況を管理監督するという姿勢が見えております。その内容につきましても、先の事業全体の提案時にもいろいろと議論しましたように、供給する町、そして中心的な役割を担う森林組合、そして供給を受ける事業者と相当な時間をかけて検討をされてきた経過がございます。

また、この事業をしっかりと責任を持ってアドバイスいただいた京都大学清水先生、また地域、そして山林所有者と中長期的な計画を立てておる森林組合、中でも私が思いますのは、現在コンセントに差し込むだけで不自由のない電力を得られておる事業者、その方が京丹波町の将来性をしっかりと考えた上で、崇高なまちづくりを託してこの事業に理解し、参画されていたと思います。

そうした今日までの経過を十分に尊重しながら、一日も早くこの事業が完成し、住民の皆様のお手元に届くことによって、新しい京丹波町のまちづくりに資することを心から願いまして、本議案に賛成とさせていただきます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） 議案第56号に賛成の立場から討論いたします。

本事業は、これまでの化石燃料や電気に変えて木質バイオマスを活用したエネルギーの自給、エネルギーの地産地消を図り、あわせて林業振興を目指し、和知地域の特別養護老人ホーム長老苑とわちエンジェルを対象に、地域熱供給システムをモデル事業として取り組むものであります。

東日本大震災以降、原発か経済かで日本全体をひっくり返すような議論が行われているところでもあります。

森林資源に恵まれた我が町が真剣に取り組みながら発展させていくことが、先ほど反対理由でもありましたように、採算を合わせる以上に我が町に求められているのではないのでしょうか。

そのように思い賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

議案第56号 平成28年度京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 多数）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時35分まで。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思うのですが、税条例の改正と

ということでございますけれども、特に中身としては、特例措置ということで出てきておるわけ
でございますけれども、聞きますと、通称「わがまち特例」とも言うて聞いたわけでございます
けれども、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電施設の特
定割合を変更するということだと思っておりますが、京丹波町では、対象となる施設はあるのか
どうか、あるとすれば何基あるのかということをお聞きしておきたいと思っております。

それから、最近、町内でもメガソーラーと言えるような大規模な太陽光の施設が建設をさ
れてきているところもあります。開発団地であったところがそういうようにされておるとい
うことも目にするわけでございますけれども、課税ということをお考えた場合に、当然、現況課
税でございますので、施設ができればそれに税を課すと。当然そういうことになろうと思
うのですが、その辺の確認というものは申請主義に基づくのか、当然、町の担当者が確認し
て調査をして課税ということになるのかどうか、その点を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） まず、今回の改正の「わがまち特例」附則第10条の2でござい
ます。対象件数といたしましては、現在のところ、特に太陽光の関係で、平成27年度実績
といたしましては52件ございました。

また、確認方法につきましては、当然、償却資産の申告がもとになるわけでございますけ
れども、あと現地調査、またそういった確認等々によって現地の確認も含めまして捕捉をし
ているという状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 委員会でもお聞きはしたのですけれども、先ほどの附則の10条の
2の中で、今回、「わがまち特例」ということで割合が書いてありますが、この中で、5か
ら8のイとか、ロとか、ハとか書いてありますが、このあらわし方は何なのかお伺いしたい
と思っております。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 条例の文言ですけれども、ここに書いてあります第1項イ、ロ、
ハという部分につきましては、地方税法附則で定められておる区分を引用しております、
まず、法附則第15条の33第1項のイ、5番です。これにつきましては、太陽光を指して
おります。また、6番、第1項ロに規定する内容につきましては風力発電。7番、第2項イ
に該当するものにつきましては水力発電。8番、33第2項ロに該当するものにつきましては
地熱でございます。それと、最終9番、第2項ハに規定するものにつきましてはバイオマ

ス発電こういう区分になっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 先ほど、答弁で、平成27年度時点で52件ということでございました。町内の住民の方が自分の土地に設置されるというのは規模的にも小さいし、よくわかると思うのですが、走っておりましたも開発団地のところに太陽光が設置をされておるところが非常に京丹波町は多いわけがございますけれども、そういうことを含めるとこの52件というのは、どういう形で確認をされたものなのか、当然、これまで開発団地などは、例えば、規模が小さければ特例で対象外にしたり、また所有者が不明だとか、税の滞納という土地もあったと思うのですが、そういう点からすると、なかなか把握というのは本当にしにくいと思うのですが、通常の固定資産税よりも安い特例なのですけれども、しかし、納めてもらう税は当然納めてもらわないといけないと思いますので、太陽光などが設置をされておるところの調査というのは、どういう形で一斉にやられておることなのか、関係する区長さんをお願いをして、税務協力員という方もおられますけれども、なかなか開発団地などを見ておりますとわかりにくいと思うのですが、この52件というのは、十分調査確認された件数なのかどうかということと。

それから、もう1点、メガソーラー、非常に大きい規模の造成が最近されております。この場合は、当然、土地の固定資産税というのと償却資産というのが対象となると思うのですが、これは事業者が申請をされるということなのか、こちら側から確認をして課税をするという方法になるのかどうかということ。非常にそういう面では、現況課税ということで、建物が建てればそれに税が課税して、町としても一定の収入がそういう面では入るわけがございますので、特に代表なものについてはしっかり徴収するというのも当然必要だと思うのですが、そういうシステム的にはどうなっておるのか、またそういうことがきちっと確認できているのかどうかということ。再生可能エネルギーのものを推進という立場で、通常の税課税よりも減免といいますか、税率を下げているということでもありますけれども、その点を含めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 確認の方法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、申告によるもの、また現地調査、特に家屋調査等々のときに町内を巡回する調査を行っておりますので、そのときに行っておるといったところでございます。

また、メガソーラーも含めまして、基本太陽光事業の関係に係るものにつきましては、事

業者の申告によるものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 事業者と申しますか、当然、設置者のことだと思っておりますけれども、当然、売電をしておりますので、そういう個人情報というよりも、町の立場からすれば、例えば、関電に売っておれば関電にきちっと調査すればわかると思っておりますけれども、私ちょっと気になりますのは、家屋調査というのは、どうしても集落のところを回りますので、周辺部分にあります造成されたところに設置されると。道路口ならよくわかるわけですが、ちょっと入っておればわかりにくいということもありますので、その辺は町外の方が非常に多いわけなので、しっかり調査をして、しっかり課税をして、納めていただくものは納めていただくというようにしなければ、申告主義であれば、申告がなかったらそれはいいのかどうかということにもなりますので、ちょっとその点もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） そういったことのないように注意をしながら確認をさせていただいておるところでございます。特に開発団地、特に固定資産の償却のみならず、状況を確認する。特に意識をしておる部分でもございますので、そういったところ、議員さんご指摘ございましたことでもあります。踏まえまして、引き続き課税客体の捕捉に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

《日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決します。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 委員会でも説明がありました。中間層への所得者の負担軽減として、賦課限度額を上げていくということでもあります。これは、平成26年度、平成27年度、平成28年度、3年連続となつての引き上げであります。こういった今後の見通しですね。やはり所得が増えない中、こういった低所得者ももちろん多いですけども、そういった中間所得者への対応ということではありますが、今後の見通しはどのように考えておられるのか、ちょっと見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今、議員さんもおっしゃってくださったように、3年間ということで、引き続き今年度もこういった限度額等が改正されたわけでございます。国の方針といえますか、考え方といたしましては、会社員でありますとか、公務員でありますとか、被用者保険の限度額を超える世帯の割合というのが1.0%から1.5%で推移しているという状況がまずあります。国保のほうにつきましては、平成26年度現在でございますが、2.3%というような限度額を超える世帯の割合が示されておまして、それができるだけ先ほども申しましたように、1.5%ぐらいに近づくようにというような、段階的に限度を引き上げる方針でございます。そういったことから考えますに、今まだ乖離がございますので、できるだけそういった%に目標に近づけるためには、後年度におきましても同等の改正が見込まれるのではないかと判断しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、答弁で国保の場合は限度額を超えるのを1.5%に近づけるということでしたが、そういうように考えますと、加入者の負担増によるやり方を考えていけば、結局は最終的には保険税率を引き上げるとか限度額を引き上げるという方法をしていかなければ、結局は解決しないといえますか、問題が先送りになると。結局はお金の問題ですので、もともと国が国保というのは介護保険制度の中で当初50%持つておったのが、今はもう25%ということになっておりますので、結局大きな負担が加入者に背負わざるを得んということになっております。特に、国保は応益応能というのがございますので、収入がゼロであっても、1人当たりの、いわゆる平等割や個人割というのがかかりますので、収入がゼロでも5割、5割とすれば、50%の標準の国保税の加入金額を納めなければならないということになりますので、非常に負担が重いというのが国保税の根本でございますので、それはもっといろんな機会を通じて、その実態は国もわかっておるかどうかわかりませんが、ぜひ声を上げていただいて、安心して医療にかかると。国保の保険証をもらえ

ないというような人が増えたりしない。そういうことをなくすということも当然ですし、そういう立場で私はぜひやっていただきたいと思うのですが、ちょっとその点、見解とその思いをお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども坂本議員の答弁の中でお答えしたわけですが、国のほうはそうは言うものの、どこまででも上げるというようなことも限度がございますので、そういったところも今後示されてくるのではないかというふうなことも思っておるのですが、低所得者数に応じた保険者への財政支援ということで、1,700億円の拡充でありますとか、また、3,400億円の拡充というようなこともある中で、そういったところをカバーしていくと。また、低所得者の方に対しましては、7割・5割・2割というような軽減措置も適用されておりますので、そういったところでもカバーしながら今後推移していくのではないかと考えておるわけでございます。

いずれにしても、まだまだ厳しい状況で、低所得者層も多ございますので、議員さんおっしゃってくださったように、今後も機会あるごと町の状況を示して、またそのあたりも京都府、国保連合会を通じまして、国のほうにも声を上げていけたらなと考えておるところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 承認第6号、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることに対し、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、一つには、中間所得層の負担軽減を図るとして、国保税の賦課限度額の引き上げ。二つには、低所得者に対する国保税の軽減対象世帯を拡充するというものであります。この低所得者に対する国保税軽減については、7割軽減・5割軽減・2割軽減があり、加入者の所得により軽減の対象になるかどうか判定がされ、今回は経済動向等を踏まえ、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の所得基準を引き上げるもので、この改正には何ら反対するものではありません。

しかし、賦課限度額の引き上げについてであります。中間所得層の負担軽減を図るためとして、国保税の負担軽減額が現在の85万円から4万円引き上げられ、89万円にするものです。この間、賦課限度額は、平成23年度に73万円から77万円に、平成26年度に

は77万円から81万円に、平成27年度に81万円から85万円に引き上げられ、そして、今回、89万円にと3年連続の引き上げであります。必要な保険税を確保するためには、保険税の引き上げか賦課限度額の引き上げの方法しかないとして、賦課限度額の引き上げのほうが高所得者層への負担増となるが、中間所得層に配慮した保険税の制定が可能となっております。

しかし、加入者の負担増による軽減率は、保険税率の引き上げか賦課限度額の引き上げのいずれかの方法をとっても、限界を超えてしまうことにつながっていきます。加入者の所得が伸びない状況のもと、被保険者間の負担で軽減策を図る改正では何ら解決はいたしません。国の負担率を引き上げない限り、今後も際限なく引き上げが行われることになるのではないのでしょうか。この間、国の負担率は、1984年度には約50%であったものが、2009年度には24.7%とどんどん引き下げがされてきています。この国の負担率をもとの50%に引き上げることが軽減策になることを指摘して、反対いたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決します。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

《日程第8、議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○11番（岩田恵一君） 委員会でも一定の説明を受けまして理解はさせていただいておるんですが、まず1点、歳入の関係で、今回は地方創生推進交付金が計上されております。先ほど、契約案件で可決になりました地域熱供給システムの関係、まさに地域資源の活用推進と

いう中で、地域創生推進交付金の充当というのを考えられるようなことを思うのですけども、そういうことを考えられなかったのか、充当されなかったのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

それから、地域資源活用推進費の408万6,000円の関係ですけど、地球環境問題の観点とか資源の有効活用策、それからリサイクル、環境に優しいまちづくりとかそういう観点からも、今回提案の家畜ふん尿メタンガス発酵施設が軌道に乗ることを私も望んでおりますし、期待もしているところでございますけれども、モデル例、イメージとして、今朝の新聞にも南丹市八木のバイオエコロジーセンターが掲載されていたようですが、そのようなものを想定されているのかお伺いをいたします。

それから、まず畜産農家の協力体制というのが確保されなければならないと考えておりますし、町内3地域を対象にというようなことをお聞きしているわけですけども、今回導入の可能性について調査をするということでございますけれども、予算計上がまずなされたということは、可能だということの裏づけがなされたと判断していいのかどうか、お伺いをいたします。

それから、財源については、先ほど申し上げましたように、地方創生推進交付金が充当されているところでございますけれども、可能性がないということが判断された場合には、交付金の返還は生じないのかどうかについてお伺いをいたします。

それから、農業振興費の560万円の関係でございます。

ロケ地誘致の面からも、またやりがいのある農作物の栽培振興策として、大いに頑張りたいというようなことは、私も希望しているところでございますけれども、今回のほたるの里加工施設については、その改修建屋の所有が法人ではなくて個人の施設を借りているものを改修して、ロケ弁とか新たな加工食品の開発等を行うというふうに聞かせていただきました。途中で返してほしいというなどの問題が起これば大変でございますし、賃貸借契約などの整理などは十分行う必要があるのではないかと思いますけども、そういうことの整理とか実態はどうなっているのかお伺いをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、先ほど議決いただきました地域熱供給システム整備工事にかかります財源として、地方創生交付金を活用できなかったのかというご質問でしたけれども、今回の整備工事につきましてはハードということで、交付金の対象にはならなかったということでございます。ただ、今後、地域のバイオマスという資源の活用について進めていく上で、今回提案をさせていただいておりますメタン発酵施設による家畜ふん尿施設の

活用ですとか、あと森林資源の活用に関しましては、今回財源として提案をさせてもらってまず地方創生推進交付金を充当する予定といたしまして、現在国のほうへ申請をさせていただいております。まだこの交付金の決定には至ってませんが、申請中ということでございます。

次のご質問で、メタン発酵施設の可能性の調査をするということについてでございますけれども、方向としましては家畜排せつ物を堆肥カットして活用しておりますが、あわせてメタン発酵施設によります熱ですとか、それからそこから発生する消化液を液肥に利用するとかということの方向性を持った上での可能性調査でございます。そういった中で、規模ですとか実現性を調査いたしまして、事業化へと移っていくということでございます。実施しないという可能性はないわけではございませんが、方向性としてはバイオマスの活用に向けて進めていくということでございます。

それから、どのようなモデルをとということでございますが、南丹市八木町のメタン発酵施設はかなり大規模な施設でございます。家畜ふん尿以外にもおからですとか、そういったほかのバイオマスも活用されております。本町におきましては、対象といたしましては、酪農牛、いわゆる乳用牛を中心としまして、それを一方では今までどおり堆肥化による活用ということで活用し、一方ではこういったメタン発酵施設での活用ということで活用していきたいと思っております。

規模といたしましては、今後、家畜ふん尿の発生量、それから飼養頭数とか地域の状況とこのを調査した上で決めていきたいと思っておりますが、規模としてはそれほど大きいのではないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまご質問のございましたほたるの里の施設整備でございますけれども、現在、活用する施設につきましては、賃貸借契約を締結をしておる最中でございます。今進めておまして、今後早期に締結をされるというような状況にあります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ちょっと答弁漏れがございましたので、できたらやりたいということで、その可能性について今回調査をするということでございますけれども、どうしても農家の協力が得られない、支援が得られないということで、諦めざるを得ないということになった場合に、交付金の返還というのは生じないのかどうかについてお尋ねしたのですが、ちょっと回答がなかったので再度お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現在、交付金を申請中でありまして、決定されるかどうか厳しい審査の中を受けての決定に至っていくということで聞いております。もし、この交付金が決定されるのであれば、これを活用して実施をするということで、実施しなければそれは対象にならないと考えております。交付金をいただく前の段階での精算といいますか、実績報告による交付になろうかと思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） まず、須知高校の振興対策の交付金に関してですが、英検受検に対する支援ということですが、こういった行政による地元高校などへの資格取得などの支援というのは多数確認できたわけなのですが、例えば英検にした理由ですね。まずその点についてお答えいただきたいのと。

続けて、森の学び講演会ですが、一般受講枠があるということで聞いていますが、かなりの関心が高そうな講演会ということで、一般受講の方にどういうふうに配慮した会場設定になったのか。今で言うならば和知小学校の体育館、もっと会場が広いところでよかったのではないかなと思ったりもするのですが、定員が450名ということでかなり大きいのかなとは思いますが、あと葛西氏が来られるということであるならば、かなり安全面に配慮したようなことも考えないといけないのではないかなと思うのですが、そういったところはこういうふうに考えられているのかというのが2点目です。

先ほど岩田議員からもありましたが、八木バイオエコロジーセンターのようなものが想定されているのかなというところでしたが、一方ではメタン発酵するものとして下水汚泥といったものもあるかと思うのですが、こういったものに関するメタン発酵のことは調査委託の対象にはならないのか、なっていないのか、考えられていないのか。まずこの3点お答えください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、この資格取得に係ります交付金でございますが、進学等、進路に向けて有効な資格というのは、問い合わせさせてもらったところ、この英語検定以外にも漢字検定ですとか数学検定などがあるように聞いておりますが、英語検定については全校の生徒さんを対象にした検定ということで受検をさせているということで、まずこの英語検定から始めさせていただきたいということで、この交付金としての対象とさせていただいたところがございます。

それから、メタン発酵施設につきましては、基本、乳用牛の家畜排せつ物を対象にして調

査をする予定でございます。

○議長（野口久之君） 川寫教育次長。

○教育次長（川寫勇人君） 森の学び事業の関係でございますけども、まず和知小学校森の学び事業の推進モデル校ということでさせてもらっております。これまでの経過から下川町との交流がある中で、今回の講演の話になったわけでございますが、会場といたしましては、和知小学校の体育館を予定しております。今議員さんからもありましたように、現在のところ大体450名ぐらいを想定しております。一般枠もざっとですけども70名程度というふうに考えておるのですけども、これから実行委員会をつくりまして、中身につきましてもう少し詰めていきたいと思っております。その中で、たくさんの方がお見えになるということで、そういった安全面に対する配慮など、細かいところまで詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 須知高校の振興対策の交付金に関してですが、まずは英検から始めていきたいということでしたが、まずこの振興対策交付金は英検から始めることによって、年度ごとに拡充していくような流れになっているのか、これがもう目いっぱい振興対策の交付金なのではなくて、来年度にはもうちょっと違う支援のあり方も考えていくという始まりなのかということがまず1点と。

あと、英検に対する支援をして、補助をしていくということですが、例えば、受けてもらって合格者には全額補助をするとか、半額補助をするとか、さらにはもっと言うならば、受けてもらう、合格してもらうために対策をする。そういったところに充てていくお金で支援をするのかとか、いろいろあるかと思うのですが、そこについてお答えください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 回答が前後しますけども、今回の英語検定に対します支援につきましては、準2級以上、前年度実績43人相当の受検料ということで、20万円という額を定めさせていただいております。この交付金の使い方につきましては、自由度の高い交付金として、須知高校を中心に組織を今検討させていただいております。そういった教育振興のための協議会の運営の判断にゆだねたいと。十分に有効に使っていただければ、それで十分であるということで、そのあたりの詳細については、その協議会の中、もちろん町も入らせてもらおうと思っておりますけども、そこで協議していただきたいと思っております。

今回の支援につきましては、須知高校全体の学力向上、それから進学等の進路の保障のた

めの一つの方法として、この支援をさせていただくわけですが、今後につきましては、懇話会から提言いただきました内容について、その協議会等で協議検討いたしまして、順次対応を検討していきたいと思っております。短期、中期、長期、それぞれ対策に必要な期間は違いますが、まずは短期的なものとして、今回の提案をさせていただいたものです。ほかにまた地元への就職機会の創出という意味で、地元企業さんとの協力をいただきながらインターンシップ制度とか、セミナーの実施ですとか、また小中高連携事業ですとか、そういったところへの講師さんの派遣料への充当ですとか、いろんなことが考えられますので、その辺につきましては、町と須知高校も含めて協議会で議論していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、企画費の中で、森の学び実行委員会ということで、常任委員会でもお聞きいたしまして、森の学びのモデル事業として和知小学校が下川町と交流があるということで、今回、和知の小中学生を中心ということでありましたが、その中で、葛西さんが来られるということで、こんな機会はないので、やはり京丹波町全体の小中学生を対象にしてはどうだということも提案させていただきましたが、入れる数も限度があるということで、和知の小中、そして一般の公募をするということでありました。葛西さんが講演されるわけですが、その内容というのはどういったことをされるのか、そのことによって聞きたいなという子どもたちもいるのではないかと思うわけですが、どういった講演内容なのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 講演の内容につきましては、小学生・中学生を対象としたことで、葛西選手も下川町出身でふるさとを離れておられるということで、小学生・中学生に対して、ふるさとに対する思いというのをお話いただけるのではないかなということで調整をしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいのですが、特に今回出されております地域資源の活用事業ということで、メタン発酵施設の導入可能性調査ということで、実施を前提にということでございましたが、特に乳用牛を考えているということでございましたが、京丹波町は府下でも有数の酪農の頭数も多いし、団地もあるわけですが、ちよっと懸念しますのは、いわゆる八木のバイオテクノロジーでやっておられる状況は、も

ちろん乳用牛の利用だけではありませんけども、非常に運営が大変だということを合併以前から聞いておったわけでございますけども、そういうような見通しというものは本当にあるのかどうかということと。

それから、T P Pがどうなのかわかりませんが、酪農家が今の規模を維持していけるのかどうかということが、非常に乳用牛ということになると大きいと思うのですが、そういう見通しというのはどういう形で考えておられるのか。頭数が減らないようにというのは、酪農家を支援して頭数を確保するということになっていくのか、お尋ねをしておきたいと。

メタンガス、汚泥の活用ということでございますけども、具体的にはどういう形でそれを活用するということも当然考えておられると思うのですが、その点についても伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） メタン発酵施設の導入可能性調査でございますが、今回、その調査の中で現状分析、家畜排せつ物の発生量調査ですとか、メタン発酵によりまして熱を発生させまして、それに伴いまして消化液というものが液肥、肥料になるということで、その液肥の利用可能性も検討いたします。

それから、運営に関しても検討いたしまして、それぞれの事業化への課題もつかみまして、スケジュールを立て、そういったことで最終導入に向けての可能性を探っていきたいと思っております。もちろん熱のエネルギーへの生産量ですとか需要量の調査もさせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） T P Pにかかわります影響でございますけれども、先の一般質問でも問い合わせをいただいておりますけれども、国のほうがですけれども、米に関するもの、それから肉牛、それから乳牛に関するものについては、一定の国の対策も実施をされておるところでございます。特に畜産関係につきましては、施設整備なりT P Pに対応するために畜産競争力を高めようということで、国のほうでは畜産クラスター事業というようなものも展開をされて、酪農を守っていこうというようなことで現在進められておるところでございます。そうした中で、本町におきましても、京都府下有数の酪農地帯でございますので、そういった事業を活用しながら畜産農家を守っていきたいと現在考えておるところでございます。

先ほどの消化液の活用の件でございますけれども、京丹波町においては、現在のところ水稲、それから黒大豆という土地利用型作物のほうに消化液を活用してはどうかということで、

本年度においても八木のバイオテクノロジーセンターから消化液を本町に持ってきていただきまして、散布をするようなことも農業技術者会のほうで現在検討をしておるところでございます。そうした中で、この事業を活用しまして、今後の活用方針について事業を活用して定めていくというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 見通しというものがどうなのか、ちょっと今の時点ではわかりませんが、いわゆるふん尿といいますか、ガス汚泥というものの活用の可能性というものも今ありました。結局、今、酪農家のかかわりでいいますと堆肥ですね。これをもっと京丹波町で完熟をさせて、そして土地に投入していくということをしなければ、実際、専業農家の皆さんは、園部とかで完熟した堆肥を購入してハウスなどに使っておられるわけですから、やっぱりその点も農業振興の面で言われるなら、もっとそこにしっかり力を入れて完熟した堆肥をどうつくるかと。農家にどう還元していくかということも、私は非常に大事だし、そのことが農業振興の発展にもつながっていくと思うのですが、実際、八木で汚泥を使ってやられておると。当初は、バキュームカーで吸ってきたものを田んぼに出しておるというような、当初いろんな問題もあった経過もあるわけでございますけれども、本当にそういう将来性のことを考えた場合に、あれもこれもということではなしに、今現在、酪農家の方はちゃんと処理をされておるわけで、それよりも堆肥などのふん尿の害をつくっておるわけでございますから、そこへももっと力を入れるべきではないかと思うのですが、その辺はどういう考え方なのか、メタンガス発酵が、特に乳用牛を対象にするということでございますので、例えば、やるとすれば、先ほどありましたけれども、幅広いものを受けて下水の汚泥も入れてやるとか、そういうことならまだしもですが、乳用牛に絞るということはどういう考え方なのか、堆肥の完熟化との関係も含めてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 堆肥に対する考え方でございますけれども、本町の農地の圃場条件等も勘案しまして、現在考えておりますのは、全てのところに消化液がまけるという圃場条件というものもございます。消化液を散布するに当たっては、大型の機械の導入ということもございますので、余り急傾斜地のところでは危険な作業になるというようなことも考えておまして、そういったことも考えて、現在、農林振興のほうで考えておりますのは、現在排出されておる分の半分ぐらいをメタン発酵にを使って、半分ぐらいを通常の堆肥化にするというようなことで、用途をいろいろ分けて利用が高められるような形で進めていければ

というように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいまの議論されております同様の問題で、要はこれから研究していく中であって、今特筆して問題になっている畜産事業者、その畜産事業者の意向が十分に把握できるような体制がとれているのかということが問題となってくると思うのですけれども、そこら辺、企画政策課長、そうした事業者の意見をしっかりと研究の中に組み入れながら進めていく体制は整えられているのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現在、京丹波町バイオマス産業都市構想策定委員会というのを設けておまして、その委員さんの中に各種方面からお世話になっておるわけでございますが、その中に畜産農家、酪農家の代表の方に参画いただいて、バイオマスの活用に向けて議論いただいておりますし、農林振興課サイドでは、畜産関係を中心とした農業者、農業関係団体等によります協議会等が設立されて協議をされていくというように聞いておまして、この関係の事業につきましても、その場の中においても議論していつて関係者の協力のもとに事業が進めるようにしていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 9、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第 9、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第 10、議員派遣の件》

○議長（野口久之君） 日程第 10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び京丹波町会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成 28 年第 2 回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

閉会 午前 11 時 28 分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山下靖夫

〃 署名議員 原田寿賀美